

生成 AI と契約上の問題

2024 年 7 月 19 日

加賀山 茂

目次

生成 AI と契約上の問題	1
I 問題の所在（著作者の決定に関する契約の無力？）	2
1. 著作者決定に関する著作権法の通説の考え方と契約の無力	2
2. 生成 AI の出現による著作権法的前提の崩壊と著作権法の無力	2
3. 生成 AI が生成する作品に対する著作権者の決定不能による悲劇的現状	3
II 生成 AI が生成した作品について人間は著作者となりうるか	5
4. 複雑なプロンプトを与えることによって人間が著作者となりうるか	5
5. 生成 AI が創作した作品を手直しすることによって人間が著作者になりうるか	6
6. 職務著作の規定を類推することによって人間が著作者になりうるか	7
(1) 職務著作の要件の検討	7
(2) 生成 AI を開発業者の派遣社員と類推することは可能か	9
(3) 生成 AI の利用規約の新しい解釈	9
III 著作者決定（解釈的または立法的解決）がなされた後の契約の効力	10
IV 結論（AI 生成物の著作者の決定に関する契約の役割）	10
V 参考文献	11

I 問題の所在（著作者の決定に関する契約の無力？）

著作権に関連する取引に関しては、通常取引とは異なり、契約が果たす役割は、極めて限定的である。なぜなら、ある作品の「著作者は誰か？」という最初で、かつ、最重要の問題についてさえ、以下に述べるように、それを決定できるのは、著作権法だけであって、契約によって著作者を変更することはできないとされているからである。

1. 著作者決定に関する著作権法の通説の考え方と契約の無力

著作権法の通説的な見解によると、「著作者の認定」は、あくまで客観的に行われるので、**著作者の地位を契約によって変更することはできない**[島並=上野=横山・著作権法入門（2021）87頁]。すなわち、以下の見解が、著作者の決定に関するわが国の通説的な見解といえよう。

甲が創作したにも拘わらず、乙を著作者とする契約を締結したとしても、権利は甲に原始的に帰属し、乙を著作者とすることはできない[中山・著作権法（2023）246頁]。

例えば、ある芸能人の著作名義で出版されている本が、実はゴーストライターによって作成されたものであったという場合でも、著作者はあくまで当該ゴーストライターであるということになり、契約によって、著作者の地位を当該芸能人に移転することはできない（[島並=上野=横山・著作権法入門（2021）87頁]）。なお、ゴーストライターに関する契約の効力、および、罰則規定である著作権法 121 条（著作者名詐称の罪）に関しては、[小泉他・条解著作権法（2023）1015－1019 頁（宮脇正晴執筆）]参照）。

先に述べたように、著作権に関する取引を行う場合の出発点は、「誰が著作者か」であり、この問題を解決しない限り、取引を前に進めることはできない。したがって、著作権に関する取引において、もっとも重要な役割を果たしているのは、著作権法であり、契約の果たすべき役割は、極めて限られているというのが現状である。

2. 生成 AI の出現による著作権法の前提の崩壊と著作権法の無力

先に述べたように、著作権取引の出発点は、ある著作物の「著作者は誰か」であり、その決定を行えるのは、著作権法のみであることが明らかである。ところが、生成 AI の出現によって、著作権法自体が機能不全に陥ってしまっている。その原因は、著作権が保護しているのは、アイデアではなく、創作的表現である（著作権法 2 条 1 項 1 号）ことに起因している。なぜなら、この点が、特許法に代表される産業財産法と著作権法との違いであるのだが、著作権法のこの大原則が生成 AI の出現によって破壊されてしまったからである。

抽象的な議論ではわかりにくいので、議論をする前に、具体的な例で示してみることにしよう。

私は、文章を表現する能力は有しているが、イラストを創作する能力は、ほぼゼロである。したがって、これまで、文章に必要なイラストは、すべて、イラストレーターに依頼して表現してもらってきた。しかし、最近では、生成 AI がイラストを描いてくれるようになったため、私も、生成 AI にイラストを描いてもらっている。

ここでは、私が描くことができないイラストを生成 AI が作成できる例として、Adobe 社の Firefly (<https://firefly.adobe.com>) に対して、私が指示を与えた場合を紹介する（なお、Firefly に準拠した解説書として、[瀧内・画像生成 AI (2023)] 参照）。

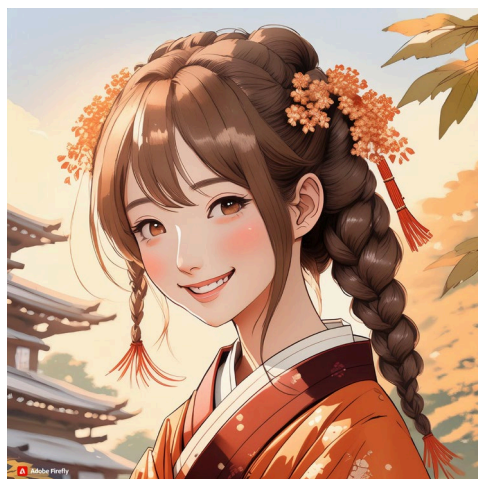


図 1 生成 AI によるイラストの例

私が生成 AI に以下のようなプロンプトを与えると、即座に、上記（図 1）のような美しいイラストを描いてくれる。

プロンプト：茶色のおさげ髪の日本のアイドルが着物を着て微笑んでいる写真風のイラストを描いてください。

この例では、以下のような現象が生じている。

人間：単純なアイデアを与えているに過ぎない（著作権の保護を受けない）。

生成 AI：創作的な表現を実行している（人間ではないので著作権の保護を受けない）。

上記の作品（図 1）において、創作的表現を行ったのは、生成 AI であるから、本来なら、生成 AI が著作者となるべきである（画像を拡大しないと見えにくいですが、上記のイラストの左下の隅には、Adobe のロゴと、“Adobe Firefly” の表示が入っており、生成 AI を使って作成した画像であることが示されている）。しかし、著作権法の通説によると、著作者として保護されるのは、人間だけであるため、上記のイラスト（図 1）は、アイデア（単純なプロンプト）を与えた私も、また、創作的表現を行ったが、人間でない生成 AI も著作者として保護されることはない（[島並=上野=横山・著作権法入門（2021）20 頁]参照）。

したがって、上記のイラスト（図 1）は、誰も著作権を有しないため、誰もが自由に利用できるパブリックドメインに帰属することになる（最判昭 59・1・20 民集 38 卷 1 号 1 頁（顔真卿自書建中告身帖事件・上告審）参照）。

それでは、このパブリックドメインにある作品の著作権を契約によって誰かに移転することはできるであろうか。残念ながら、パブリックドメインにある古典や法律等を個人が専有することはできないのであって、これらの作品の著作権を契約によって移転することはできない。結局、著作者の決定に関しては、契約は手も足も出せないように見える。

3. 生成 AI が生成する作品に対する著作権者の決定不能による悲劇的現状

このように考えると、人間がアイデアに過ぎないプロンプトを与えて、生成 AI が作成

した作品については、表現を行っているのは、生成 AI であるため、その著作権はパブリックドメインに帰属する。したがって、人間が著作権者となることも、著作権を得ることもできないことになってしまう。

確かに、生成 AI の利用規約には、生成 AI の開発事業者は、著作権を含めて、すべての権利をユーザに与えると同時に、開発事業者の免責を規定していることが多い。しかし、このような利用規約は、開発事業者が著作権を有していることが前提となっている。この前提が著作権法によって否定されている限りは、このような利用規約は何らの効果も有さない無駄な試みであるということになってしまう。

どうしてこのような事態が生じたのかというと、著作権法は、創作的な表現を保護することをもって文化の発展に寄与することを目的としており（著作権法第 1 条）、しかも、創作的な表現ができるのは、人間だけであるという前提に立って、そのような人間だけを保護してきたからである（なお、生成 AI が自然言語を理解しているかどうかについては、[Newton・ChatGPT 徹底解説（2023）22 頁]が、注目すべき肯定的な見解を紹介している）。

これまでは、人間は、筆やペンや鉛筆という道具を使って、創作的表現をしてきた。ワープロやパソコンを使うようになって、創作的表現をするのはあくまで人間であるから、大きな問題は生じなかった。

しかし、ChatGPT などの生成 AI は、人間がアイデアを出すだけで、そのアイデアを創作的に表現する能力を獲得するに至っている。筆やペンや鉛筆に命令をしても、決して文章や絵画などの創作的表現をすることはできない。しかし、生成 AI は、人間がアイデアを与えると、それに基づいて人間と同等、または、それを超える創作的表現を実現する。その意味で、生成 AI は、創作的表現については、もはや道具ではなく、表現主体へと躍り出たのである。

道具の歴史を振り返ってみれば、人間が動物と一線を画するようになったのは、人間だけが、石器や飛び道具ばかりでなく、「火」という道具を自由に使いこなすことができるようになったからである。

ギリシャ神話では、プロメテウスが神から「火」を奪って人間に与えたため、重い罪を負わされたことが記述されている。火を使いこなすことによって、人間は、人を殺すことが容易な金属（鉄など）の武器も生み出し、蒸気機関、飛行機を発明して大空を翔ることもできるようになり、戦争を通じて、最終的には、人類を滅亡させることもできる原子の火（原子爆弾）まで、使うことができるに至っている。

文化の発展という視点から見た場合には、人間が動物と一線を画するようになったのは、人間だけが言葉（自然言語）という道具を自由自在に使いこなすことができるようになったからである。著作権法が創作的表現を保護するという場合に、人間だけが自然言語を扱って創作的表現を行うことができ、それによって文化を発展することができるということが当然の前提とされてきたのである。

しかし、この前提は、自然言語を駆使でき、人間の有するアイデアを創作的に表現でき

る生成 AI の出現によって崩れ去ったとあってよい。

先に述べたように、私が、「茶色のおさげ髪の日本のアイドルが着物を着て微笑んでいる写真風のイラストを描いてください。」と生成 AI に命ずるだけで、生成 AI は、人間に代わって創作的表現（図 1）を行うことができる。つまり、生成 AI は、先に述べたように、もはや人間の単なる道具ではなく、創作的表現をする主体の地位を獲得したというべきであろう。

II 生成 AI が生成した作品について人間は著作者となりうるか

イギリスの著作権法（9 条 3 項）のように、生成 AI が生成した作品について、立法によって、人間（作品の創作に関する手配を行った者）を著作者とみなすことは可能である（詳細については、今村哲也「イギリスの著作権法におけるコンピュータ生成物の保護」[上野=奥邨・AI と著作権（2024）176-204 頁]参照）。

しかし、本稿では、立法論ではなく、わが国の著作権法の解釈論として、生成 AI が生成する作品について、プロンプトを与えたユーザに著作者としての地位を与えることができるかどうかを検討することにする。

4. 複雑なプロンプトを与えることによって人間が著作者となりうるか

著作権法の学者の中には、AI 生成物の著作物性に関して、以下のように述べる学説を唱える人々が存在する。

人が AI による作品の創作過程において、AI に細かなチューニングを行うなどして表現の創出に**創作的に寄与**したといえる場合には、AI 生成物は人の「思想又は感情」を含むものといえ、著作物性を認めることができるであろう（[島並=上野=横山・著作権法入門（2021）20 頁]，[小泉他・条解著作権法（2023）34 頁（愛知靖之執筆）も同旨]）。

しかし、同じ著者が、上記の**創作的に寄与**〔関与〕しているかどうかの基準については、最判平 5・3・30 判時 1461 号 3 頁（智恵子抄事件：上告審）を参照しつつ、以下のように述べている。

例えば、1 枚の絵を二人で描いたという場合には、二人とも創作的関与をしているものと評価できよう。そこでは、絵という著作物の創作的表現の作成に二人とも関与しているからである。

これに対して、他人による著作物の作成過程に何らかの関与をしたとしても、それが単に企画案や助言を与えただけに過ぎないような者は、その助言行為それ自体が「創作」といえる程度の関与でない限り、創作的関与をしたとは認められない。したがって、**単に補助的な指示や助言を与えただけのような者、企画案を提示したに過ぎない者、あるいは文章の最終チェックを行ったに過ぎない者は共同著作者にならないことが多い。**たとえ、そのような企画案や助言がなければ著作物が創作されることはなかったとしても同じである[島並=上野=横山・著作権法入門（2021）88 頁]。

生成 AI に対して、私が単純なプロンプト（茶色のおさげ髪の日本のアイドルが着物を着て微笑んでいる写真風のイラストを描いてください）を与えて、生成 AI が生成したイラストの例（図 1）に対して、これらの法理を適用してみよう。

生成 AI に単純なプロンプトを与えた人間である私は、著作者とならないことが明らかである。しかも、人間でない生成 AI も著作者になれないことも明らかであろう。

それでは、人間が、生成 AI に複雑なプロンプトを与え、生成 AI が生成した作品を修正するために、何度もプロンプトを与え続けて、生成 AI が最終的な作品を完成させたという場合は、どうであろうか。

この場合も、人間は、あくまで、アイデアや助言を与えたにすぎず、実際の表現にはタッチしていないことに留意しなければならない。このような人間のアイデアや助言がなければ、生成 AI が創作的表現をすることができなかつたとしても、人間が生成 AI の生成した作品の著作者となることは、現状ではあり得ない。

5. 生成 AI が創作した作品を手直しすることによって人間が著作者になりうるか

生成 AI が生成した作品を人間が手直して作品を完成させた場合には、人間が著作者となる可能性は残されているように見える。

人間が生成 AI を使って作品を仕上げる場合は、以下のような手順（前工程、中心工程、後工程）で行われることが多いとされている（[白辺・生成 AI（2023）239 頁，254 頁，258 頁]参照。以下の図 2 は、これらの頁の図に依拠して、筆者が作成した）。

前工程	人間（企画の方向性等のアイデア，ラフスケッチなど）
中心工程	生成 AI（具体的な表現：法的保護に値する核心部分）
後工程	人間（表現の手直し，最終仕上げ）

図 2 作品の生成段階における人間と生成 AI の創作的関与の分担

しかし、このような場合でも、人間を単独著作者として表示することには、問題がある。なぜなら、表現をしたのは、生成 AI と人間の両者であって、人間が単独で創作的表現をしたわけではないからである。

したがって、このような共同作業によって作品が完成した場合に、人間を単独著作者として表示することは、著作権法 65 条（共同著作権の行使）、および、著作権法 121 条（著作者名詐称の罪）の条文には直接抵触しないものの、それらの条文の趣旨に反することになる。

しかも、上記の事実に照らして、生成 AI とユーザとの共同著作物としての表示をしようとしても、著作権法 2 条 1 項 12 号における共同著作物の定義によれば、共同著作者は、「二人以上の者が共同した著作物であって…」とされており、生成 AI を共同著作者として表示することもできないというジレンマに陥ってしまうのが現状である。

6. 職務著作の規定を類推することによって人間が著作者になりうるか

著作者は、著作物を現実に作成した者であるというのが、著作権法の原則である（創作者主義）。しかし、この原理には、二つの例外がある。一つは、職務著作（著作権法 15 条）であり、例えば、会社の従業員が職務上著作物を作成した場合、一定の条件（後述）の下で、その会社が著作者になるという制度である[島並=上野=横山・著作権法入門（2021）82 頁]。この場合、創作的表現をしたのは、従業員であり、会社は創作的表現をしていないにもかかわらず、著作者となる。反対に、創作的表現をした従業員は、創作者から脱落する。

この制度は、法人だけでなく、自然人の場合にも適用される。例えば、政治家がその私設秘書に演説原稿を作成させる場合にも、職務著作が成立する[島並=上野=横山・著作権法入門（2021）101 頁]。

もう一つは、映画の著作物に関する例外である（著作権法 16 条、29 条）。この場合も、著作者は創作的表現をしていない映画製作者に帰属し、創作的表現を行った監督等には帰属しない。

本稿では、これらの例外のうち、第 1 の職務著作に焦点を当てて考察を行う。そして、この職務著作の規定（著作権法 15 条）の類推を行うことによって、生成 AI が生成した作品について、プロンプトを与えたユーザを著作者とすることが可能となるかどうかを検討する。

(1) 職務著作の要件の検討

生成 AI が生成した作品について、生成 AI を生成 AI の開発会社から派遣された労働者と類似していること（この点については、後に詳しく検討する）を根拠に、ユーザの指揮監督の下で作成された職務著作（著作権法 15 条）と認められるのではないかというのが、本稿の趣旨である。

一般的に、職務著作として認められる要件は、以下の 5 項目であるとされている。

①法人等の発意、②業務に従事する者、③職務上作成すること、④公表名義、⑤別段の定めがないこと。

① 法人等の発意

「法人等の発意」のうち、「法人その他使用者」には、法人のみならず、自然人も含まれる。例えば、政治家がその私設秘書に演説原稿を作成させる場合にも、職務著作が成立する[島並=上野=横山・著作権法入門（2021）101 頁]。

また、発意については、法人等の著作物の作成を企画して従業員に作成を命じた場合のみならず、逆に、従業員がアイデアを出して、上司の承諾を得た上で著作物を作成したという場合も、法人等の発意に基づくものと考えられる[島並=上野=横山・著作権法入門（2021）101 頁]ので、生成 AI のユーザが生成 AI にプロンプトで生成を促すことは、ユーザの発意と解される。

② 業務に従事する者

「業務に従事する者」については、雇用契約に限らず、派遣契約、請負、委任契約等、実質的な「指揮監督関係」が存在すればよい（[岡村・著作権法（2021）117頁]，[茶園・著作権法（2021）68頁]，[半田・著作権法概説（2015）66頁]）とされている。なお、最判平15・4・11判時1822号133頁（RGBアドベンチャー事件）は、「法人等と雇用関係にある者がこれに当たることは明らかであるが、雇用関係の存否が争われた場合には、同項の『法人等の業務に従事する者』に当たるか否かは、法人等と著作物を作成した者との関係を実質的にみたときに、法人等の指揮監督下において労務を提供するという実態にあり、法人等がその者に対して支払う金銭が労務提供の対価であると評価できるかどうかを、業務態様、指揮監督の有無、対価の額及び支払方法等に関する具体的事情を総合的に考慮して、判断すべきものと解するのが相当である」と判示している。

③ 職務上作成すること

「職務上作成すること」については、生成AIによって生成した作品は、ユーザのプロンプトに従って作品を生成していることが明らかであるから、「指揮命令に従って作品を生成したものであること」という要件はクリアされている。

④ 公表名義

「公表名義」については、著作者としての表示があることが必要とされている（[島並=上野=横山・著作権法入門（2021）106頁]）。したがって、生成AIが生成した作品について、ユーザが著作者としての表示をしない場合には、職務著作ではなくなる。そうすると、一般原則に従って、生成AIが生成した作品の著作権はパブリックドメインに帰属することになる。

これに対して、ユーザが著作者としての表示をした場合には、職務著作は、当事者の一方が「主体として公表する著作物について、社会的責任を負う代償として著作者の地位を獲得する制度」（[島並=上野=横山・著作権法入門（2021）107頁]）であるため、創作的表現をした生成AIに代わって、プロンプトによって指揮監督を行ったユーザが著作者としての地位を獲得することになると考えられる。

⑤ 別段の定めがないこと

「別段の定めがないこと」については、生成AIが生成する作品の場合、生成AIの開発事業者は、自らが開発した生成AIを使ってユーザが作成する作品について、自らの権利を主張しないこと、ユーザにすべての権利・義務が帰属することを利用規約で明確にしている。したがって、生成AIを利用したことを明記した上で、ユーザが著作者であることを公表した場合には、別段の定めはないとして、ユーザに職務著作が認められることになろう。

(2) 生成 AI を開発業者の派遣社員と類推することは可能か

職務著作の要件の検討を通じて、著作者は、法人だけでなく、個人でもよいことから、当事者の一方である生成 AI のユーザが職務著作の著作者としての資格を有することが明らかとなった。問題は、職務著作の著作物の当事者は、原則として使用者と労働者であることが必要とされていることである。

確かに、先に述べた学説[半田・著作権法概説（2015）66 頁等]や、判例（最判平 15・4・11 判時 1822 号 133 頁（RGB アドベンチャー事件）等）によって、両当事者の関係は、厳密な雇用契約上の関係でなくても、ユーザの相手方が、ユーザの指揮監督下において労務を提供するという実態があればよいとされている。しかし、この場合においても、ユーザの指揮監督下にある者としては、人間が前提とされており、生成 AI をユーザの指揮監督下にある者と類推（擬制）できるかどうかである。

確かに、著作権法は、人間だけが創作的表現ができるという前提のもとに成り立っている。しかし、そうだからこそ、その裏返しとして、ユーザのアイデアに従って創作的表現ができる存在、すなわち、ユーザの能力と同等、または、ユーザの能力を超える表現力を有するという点で、道具とはみなされない存在については、少なくとも、職務著作に関しては、生成 AI の開発業者とユーザの間の利用契約を通じて、その存在（生成 AI）をユーザの指揮監督にあるクリエイターと類推（擬制）することが、著作権法の趣旨にむしろ合致すると思われる。

これまで、機械を労働者と同様に扱うことはできないとされてきた。工業用ロボットは、人間ができることを短時間かつ正確になしうる。しかし、そのレベルでは、機械を労働者と同様に扱うことはできなかった。しかし、近未来の AI ロボットは、運転免許を持たない人以上の能力でもって自動運転をすることができるようになるであろう。さらには、人間の能力を超える多言語同時通訳ロボットも出現するであろう。そのような AI ロボットが人間と協力して仕事をこなすような近未来社会において、AI ロボットを労働者と同様に扱う、少なくとも、職務著作の労働者と同等の存在として受け入れることが、著作権法の改正が思うように進まないという現状にあるからこそ、解釈論のレベルで必要とされていると、私は考えている。

(3) 生成 AI の利用規約の新しい解釈

多くの生成 AI 開発事業者の利用規約において、生成 AI が生成した著作物について、ユーザが著作権等の権利を取得すると規定されている（例えば、[Open AI 利用規約]、[Adobe 基本利用条件]等を参照）。

しかし、先に述べたように、誰が著作者であるかは、著作権法のみが決定できるのであって、生成 AI の開発事業者といえども、誰が著作者であるかを決定できないのであるから、この規約は、これまでの著作権法の考え方に立った場合には、無意味な規定ということになりかねない。

しかし、本稿のような立場に立つならば、著作権法の解釈を通じて、生成 AI 開発事業者の利用契約において、著作権法 15 条 1 項の「別段の定め」を定めないことを通じて、ユーザを職務著作による著作者としての地位を与える可能性が生じうる。

Ⅲ 著作者決定（解釈的または立法的解決）がなされた後の契約の

効力

生成 AI が生成した作品の著作者が誰であるかが明らかにならない時点では、著作者を生成 AI の開発事業者だと想定した利用規約を作成しても、無駄となる可能性があることは、既に述べた。

生成 AI が生成した作品によって、著作権侵害事件等が生じた場合に、誰が責任を負うべきかに関しても、同様のことがいえる。

すなわち、無体動産である著作物に関して製造物責任を規定する EU の製造物責任法が成立し、それを受けて、わが国の製造物責任法が改正され、無体財産である著作物に関する改正製造物責任法が制定されるまでは、生成 AI の開発事業者とか、生成 AI のサービス提供者がいかなる免責条項を作成しようとも、それらは、すべて無意味となる可能性がある。

したがって、生成 AI の生成した作品によって生じる生成 AI の開発事業者・サービス提供事業者の不法行為責任、および、契約責任については、現在の製造物責任法の適用対象を動産から無体動産に拡張解釈することによって将来的な問題の所在が明らかになることを指摘するにとどめることにする。

Ⅳ 結論（AI 生成物の著作者の決定に関する契約の役割）

著作権法の通説・判例の見解によれば、著作者とは、創作的表現をした者（著作権法 2 条 1 項 1 号、2 号）であって、著作者が誰かを決定できるのは著作権法のみであり、契約によって著作者が誰かを変更することはできないとされてきた。

しかし、生成 AI の出現によって、創作的表現ができるのは人間だけであるという著作権法の第 1 の前提はもろくも崩れ去ってしまった。

しかも、著作権法が保護するのは創作的表現を行った人間だけであり、アイデアを出した人間は保護しないという著作権法の第 2 の前提によって、人間がプロンプト（アイデア）を与えて生成 AI が生成し続けている膨大な作品群について、誰も著作権を有することができないという著作権の無力化が生じてしまった。

この結果を放置するならば、人間のアイデアに基づいて生成 AI によって洪水のように生成される膨大な作品群は、すべて、パブリックドメインに帰属することになり、近い将来において、著作権自体が無意味となってしまうことが現実のものとなりつつある。

本稿は、このような著作権法の崩壊を阻止するための試みの一つとして、生成 AI が生成する作品について、ユーザが著作者となりうる可能性を以下のような解釈論によって展開

することができた。

第 1 に、生成 AI のユーザを職務著作（著作権法 15 条）の使用者であると考え、第 2 に、生成 AI を生成 AI の開発事業者から派遣された労働者に類した存在と解釈する（派遣労働者を派遣先の業務に従事する者として認めてよいことについては、[小泉他・条解著作権法（2023）276 頁（愛知靖之執筆）]，[作花・著作権法（2022）88 頁]参照）。さらに、第 3 に、ユーザのプロンプトをユーザの生成 AI に対する指揮命令と解釈する。そうすると、第 4 に、ユーザが与えたプロンプトによって生成 AI が生成する作品を職務著作と解釈する可能性が生じる。後は、第 5 に、ユーザがその作品をユーザの著作物であるとして公表することによって、ユーザは、生成 AI が生成した作品の著作権者としての地位を原始的に取得できる。第 6 に、生成 AI の開発事業者が作成している利用規約に、ユーザに著作権を与えないとの「別段の規定」がない限り、ユーザの地位が揺らぐことはない。

この結論は、生成 AI が出現した後の著作権法の解釈論としては、生成 AI の生成する作品の著作権者をユーザと認定できるおそらく唯一の方法であると思われる。

本稿では、最初の問題提起の部分で、著作権者が誰であるかについて契約の役割は極めて限定的であることを明らかにした。しかし、唯一の例外が、生成 AI の開発事業者の利用規約にユーザの権利を否定する「別段の定め」のないことであることも明らかになった。すなわち、生成 AI の開発事業者が定める利用規約こそが、著作権者が誰であるかを認定する上で、決定的役割を示すことができた。

この意味で、生成 AI が生成する作品の著作権者が誰であるかを決定する上で、契約（ユーザ利用規定）の役割は、限定的ではあるものの、決定的な意味を持つことが明らかにされたと思われる。

V 参照文献

[アドビ基本利用条件]

<https://openai.com/ja-JP/policies/terms-of-use/>

[上野=奥邨・AI と著作権（2024）]

上野達弘=奥邨弘司（編著）愛知靖之=横山久芳=前田健=今村哲也=谷川和彦（著）『AI と著作権』勁草書房（2024/2/20）

[岡村・著作権法（2021）]

岡村久道『著作権法』〔第 5 版〕民事法研究会（2014/9）

[Open AI 利用規約]

<https://openai.com/ja-JP/policies/terms-of-use/>

[小泉他・条解著作権法 (2023)]

小泉直樹=茶園成樹=蘆立順美=井関涼子=上野達弘=愛知靖之=奥邨弘司=小島立=宮脇正晴=横山久芳『条解 著作権法』弘文堂 (2023/6/15)

[作花・著作権法 (2022)]

作花文雄『著作権法〔三訂版〕』放送大学教育振興会 (2022/3/20)

[白辺・生成 AI (2023)]

白辺陽『生成 AI—社会を激変させる AI の想像力』SB Creative (2023/6/8)

[島並=上野=横山・著作権法入門 (2021)]

島並良=上野達弘=横山久芳『著作権法入門』〔第3版〕有斐閣 (2021/3/31)

[瀧内・画像生成 AI (2023)]

瀧内賢『これからの AI×Web ライティング本格講座 画像生成 AI で超簡単・高品質グラフィック作成』秀和システム (2023/12/18)

[茶園・著作権法 (2021)]

茶園成樹『著作権法』〔第3版〕有斐閣 (2021/12/25)

[中山・著作権法 (2023)]

中山信弘『著作権法』〔第4版〕有斐閣 (2023/10/30)

[Newton・ChatGPT 徹底解説 (2023)]

Newton 別冊『生成 AI がもたらすおどろきの世界 ChatGPT 徹底解説』ニュートンプレス (2023/10/25)

[半田・著作権法概説 (2015)]

半田正夫『著作権法概説』〔第16版〕法学書院 (2015)